

## 平成 29 年度政策体系

政策目標（組織目標）：原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること

施策目標	PDCA 管理番号
<b>I 原子力規制行政に対する信頼の確保</b>	
1. 原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保	
1.1. 原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保	I.1.1.①
1.2. 外部とのコミュニケーションの充実	I.1.2.①～④
2. 組織体制及び運営の継続的改善	
2.1. マネジメントシステムの本格的な運用	I.2.1.①
2.2. IRRSにおいて明らかになった課題への対応	I.2.2.①
3. 国際社会との連携	
	I.3.①②
4. 法的支援、訴訟事務への着実な対応	
	I.4.①②
5. その他	
	I.5.
<b>II 原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施</b>	
（原子炉等規法関係）	
1. 原子炉等規制法に係る規制制度の継続的改善	
1.1. 規制制度や運用の継続的改善	II.1.1.①～④
2. 原子炉等規制法に係る規制の厳正かつ適切な実施	
2.1. 実用発電用原子炉に係る新規制基準適合性審査・検査の実施	II.2.1.①
2.2. 実用発電用原子炉に係る保安検査の実施	II.2.2.①
2.3. 核燃料施設等に係る新規制基準適合性審査・検査等の実施	II.2.3.①②
2.4. 核燃料施設等に係る保安検査等の実施	II.2.4.①②
2.5. 原子力施設で発生したトラブルの原因究明や再発防止策の確認	II.2.5.①
2.6. 実用発電用原子炉の運転期間延長認可に係る審査等の実施	II.2.6.①②
2.7. 火山活動のモニタリングに係る検討	II.2.7.①②
2.8. もんじゅへの対応	II.2.8.①
2.9. 東海再処理施設廃止等への対応	II.2.9.①
2.10. 審査結果等の丁寧な説明	II.2.10.①
2.11. 安全性向上評価に関するガイドの整備と制度の適切な実施	II.2.11.①
3. 安全性と核セキュリティの両立のための効率的な連携	
	II.3.①
（放射線障害防止法関係）	
4. 放射線障害防止法に係る規制制度の継続的改善	
4.1. 放射線障害防止法に係る制度整備	II.4.1.①
5. 放射線障害防止法に係る規制の厳正かつ適切な実施	
5.1. 放射線障害防止法に基づく審査及び立入検査	II.5.1.①
6. その他	
	II.6.

施策目標	PDCA 管理番号
<b>Ⅲ 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等</b>	
1. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視	
	Ⅲ.1.①
2. 東京電力福島第一原子力発電所事故の分析	
	Ⅲ.2.①②
3. 放射線モニタリングの実施	
	Ⅲ.3.①
4. その他	
	Ⅲ.4.
<b>Ⅳ 原子力の安全確保に向けた技術・人材の基盤の構築</b>	
1. 最新の科学的・技術的知見に基づく規制基準の継続的改善	
1.1. 規制基準の継続的改善	Ⅳ.1.1.①②
1.2. 廃炉等に伴う放射性廃棄物の規制に関する検討	Ⅳ.1.2.①
2. 安全研究の実施等による最新の科学的・技術的知見の蓄積	
2.1. 安全研究の推進	Ⅳ.2.1.①～④
2.2. 国内外のトラブル情報の収集・分析	Ⅳ.2.2.①②
3. 原子力規制人材の確保及び育成の仕組みの確立	
3.1. 人材の確保	Ⅳ.3.1.①～③
(人材の育成)	
3.2. 研修体系の整備	Ⅳ.3.2.①
3.3. 力量管理	Ⅳ.3.3.①
3.4. 知識管理	Ⅳ.3.4.①
4. その他	
	Ⅳ.4.
<b>Ⅴ 核セキュリティ対策の強化及び保障措置の着実な実施</b>	
1. 核セキュリティ対策の強化	
1.1. 核セキュリティ上の課題への対応	Ⅴ.1.1.①～④
1.2. 核物質防護検査等の実施	Ⅴ.1.2.①
2. 保障措置の着実な実施	
	Ⅴ.2.①～⑤
3. 安全性と核セキュリティの両立のための効率的な連携	
	Ⅴ.3.①
4. その他	
	Ⅴ.4.
<b>Ⅵ 放射線防護対策及び危機管理体制の充実・強化</b>	
1. 放射線防護対策の充実	
1.1. 放射線審議会の機能強化	Ⅵ.1.1.①
1.2. 原子力災害対策指針の継続的改善	Ⅵ.1.2.①
1.3. 放射線防護に係わる安全研究の推進	Ⅵ.1.3.①
1.4. 放射線モニタリングの充実	Ⅵ.1.4.①～⑦
2. 危機管理体制の充実・強化	
2.1. 緊急時対応能力の強化	Ⅵ.2.1.①②
2.2. 原子力事業者防災の強化	Ⅵ.2.2.①～③
2.3. 通信ネットワーク設備・システムの強化	Ⅵ.2.3.①
3. その他	
	Ⅵ.3.

※ 1. 「その他」については、必要に応じて年度業務計画に定めるものとする。

※ 2. 政策評価実施単位は、Ⅰ～Ⅵとする。